

土木請負工事

工事一時中止に係るガイドライン

令和3年 10月

神戸市

1 ガイドライン策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが原則である。
- やむをえず、これらが整わない状態で発注を行う場合は、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況、設計上考慮している休止期間又は協議等成立の予定時期 など）を行うとともに、施工計画の打合せ時に十分な調整を行うことが重要である。

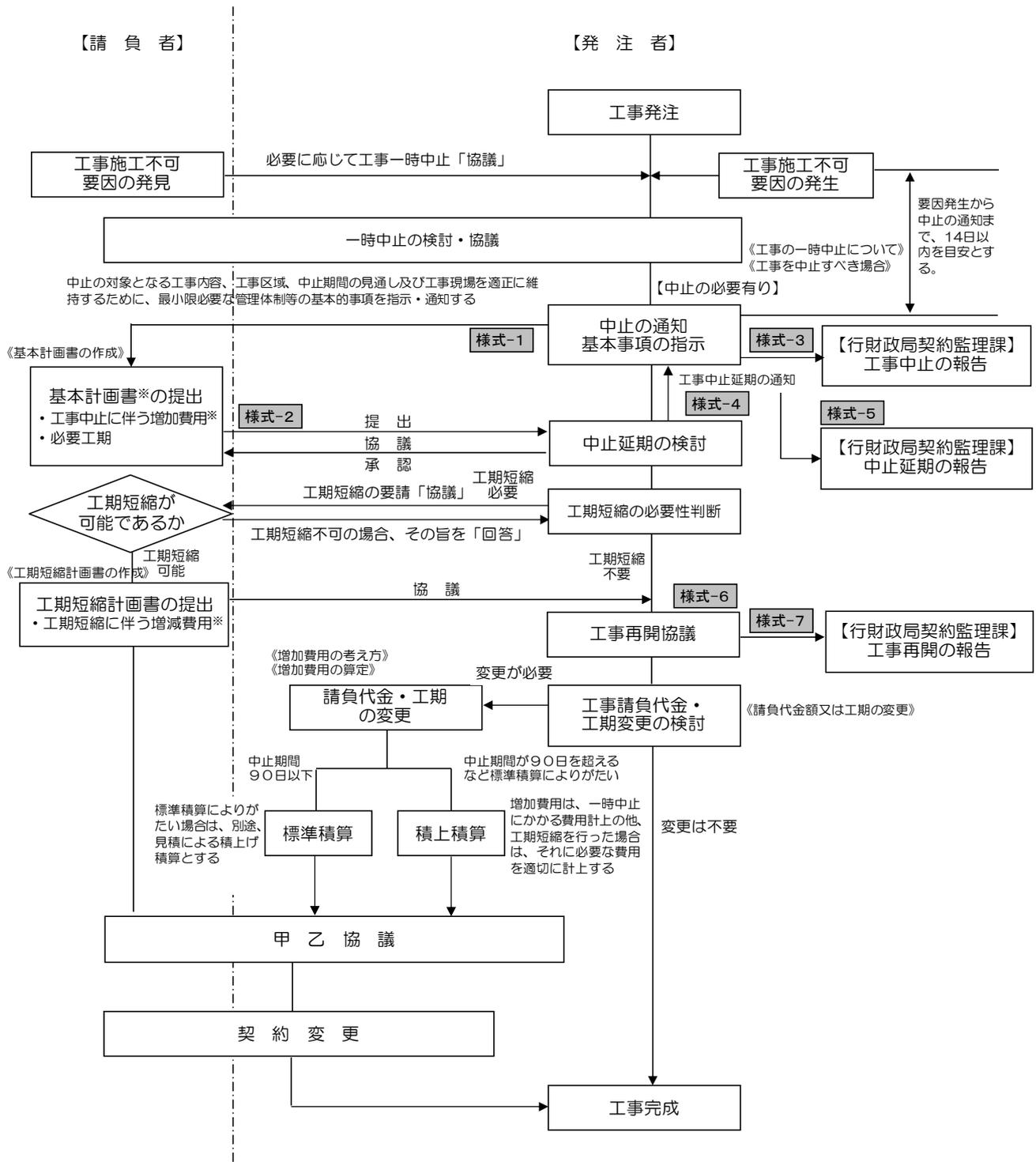
◆ 工事一時中止の規定

- しかし、「工事発注の基本的考え方」を遵守して発注を行った場合でも、①各種協議や工事用地の確保が遅れることにより、（工事契約図書に定める工事休止期間をこえる）休止が発生する場合や、②その他請負人の責に帰することができない事由により施工ができなくなる場合が起こりうる。このような場合、神戸市工事請負契約約款第20条では、「神戸市は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を請負人に通知して、工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる」と規定している。

◆ ガイドライン（案）の策定

- 本ガイドラインは、神戸市が工事一時中止の通知を行う場合の判断基準や増加費用の算定方法など、神戸市請負契約約款第20条の運用基準を定めるものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



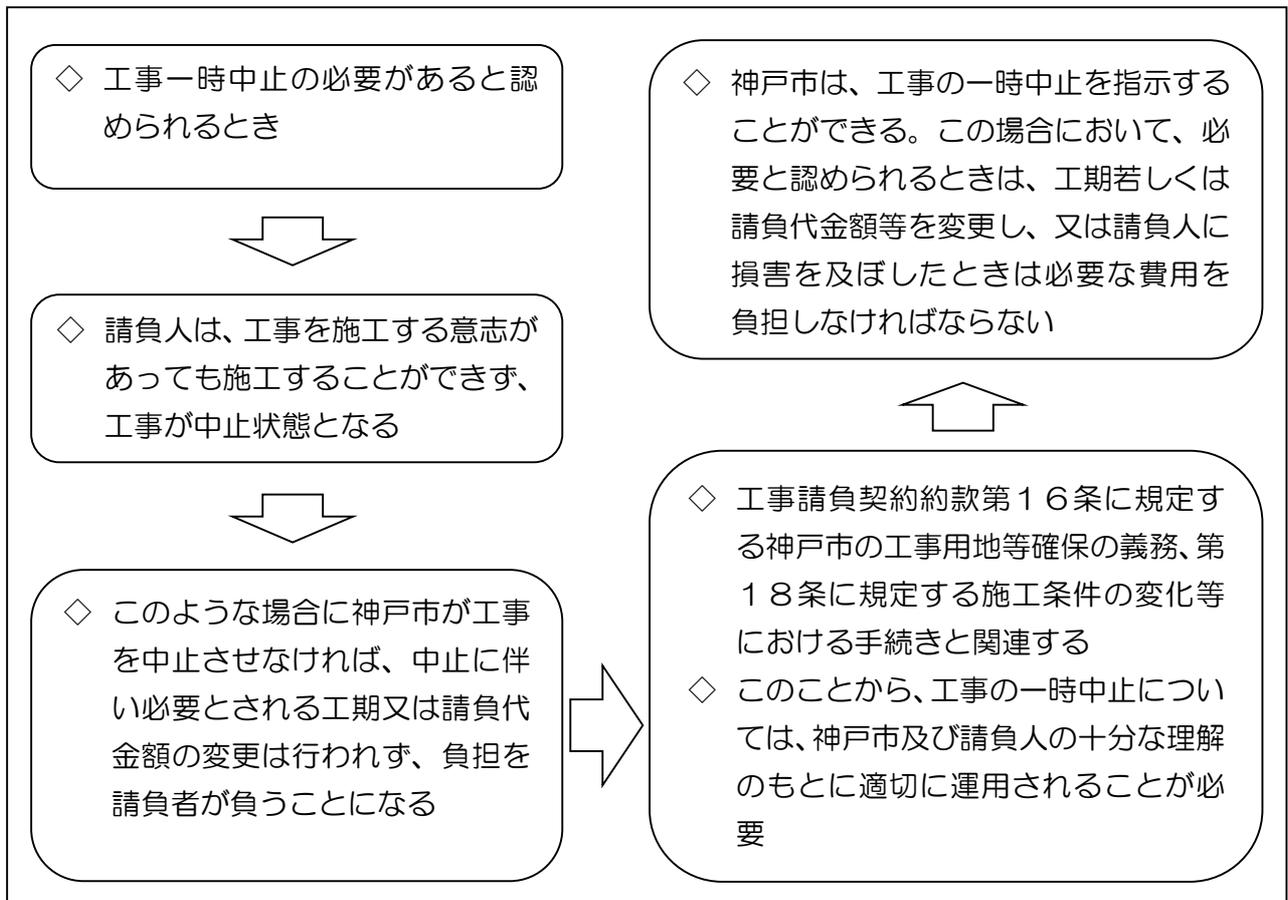
- ※ 工事一時中止に係る中止期間中の維持・管理に関する施工計画書を「基本計画書」とする。
- ※ 請負人より提出された基本計画書に対する承認については、工事打合簿で行うこととする。
- ※ 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

3 工事の一時中止について

- ◆ 神戸市は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を請負人に速やかに書面にて通知して、工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。
- ◆ 請負人は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに神戸市と協議を行う。神戸市は必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【神戸市工事請負契約約款第20条】

※ 以降の一時中止に係る事項は、全部又は一部中止とも同様とする



注) 工事一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱については以下のとおり。

- 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- 請負人の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、工事請負契約約款第49条2項を準用して、「延期期間が当初工期の3分の1以上に達した場合」を目安とする。

※ 部分中止とは、工事の一部（主たる工種）を中止する場合をいう
（この場合の、中止期間は主たる工種の中止期間をいう）

4. 工事を中止すべき場合

神戸市工事請負契約約款第20条の「必要があると認められるとき」の判断基準は以下の通りとする。

- ◆ ① 工事用地等の確保ができない等のため請負人が工事を施工できないと認められるとき
 - 【例】
 - 1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合
 - 2) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合 など
 - 【神戸市工事請負契約約款第16条、18条】
 - ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負人の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損傷を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負人が工事を施工できないとみとめられるとき
 - 【例】
 - 1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合
 - 2) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合 など
 - ③ 災害発生時に当該地以外の災害応急対策を優先すべきと認められるとき
 - ◆ 上記の規定によるほか、請負人が契約図書に違反し又は本市の指示に従わない場合等、本市が必要と認めた場合
 - 【土木工事共通仕様書 1-1-13】
- ※ 一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

5. 中止の通知と中止期間

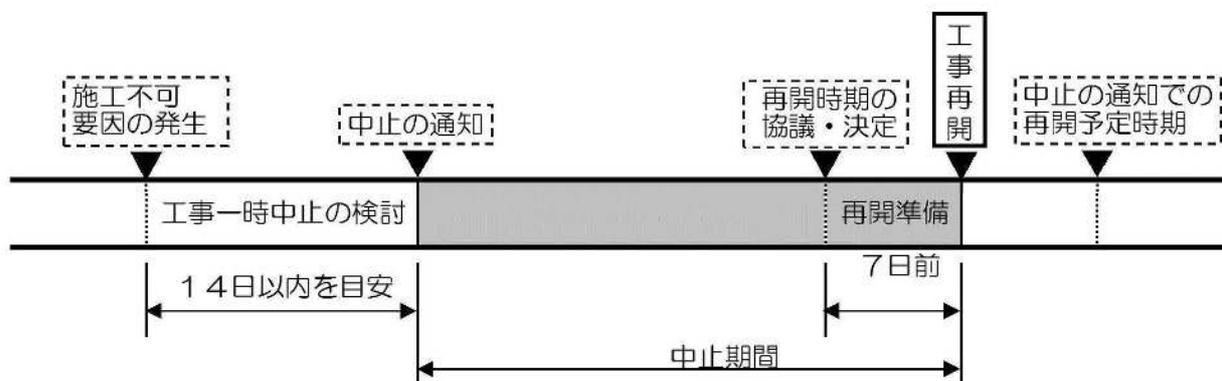
- ◆ 神戸市は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を書面により請負人に通知しなければならない。
【土木工事共通仕様書 1-1-13】

<工事の一時中止の検討・協議>

工事施工不可要因の発生から14日以内を目安に、工事一時中止について検討し、甲乙協議のうえ一時中止の指示・通知をするか施工継続するかについて判断を行う。

<工事の中止期間>

- ◇ 通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このため、工事一時中止の検討では、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ 工事再開の時期については、神戸市・請負人が協議のうえ決定する。(再開時期の決定は、再開準備期間を考慮して再開予定日の7日前までを目安とする)
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負人が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。



6. 基本計画書の作成

- ◆ 請負人は工事一時中止の通知を受けたときは、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を本市に提出し協議のうえ、承諾を得る。

【土木工事共通仕様書 1-1-13】

※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理が必要である場合は基本計画書を提出し、協議する。

- ◆ 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、神戸市・請負人が確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆ 一時中止期間の延期が必要と神戸市が認める場合は、一時中止期間延期の通知を行うものとする。（通知の時期については、当初の再開予定時期の7日前までを目安とする）
- ◆ 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合請負人は変更計画書を作成し、神戸市・請負人で協議する。

<記載内容>

- ◇ 基本計画書作成の目的
- ◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇ 中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇ 工事再開に向けた方策
- ◇ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

<管理責任>

- ◇ 中止した工事現場の管理責任は、請負人に属するものとする
- ◇ 請負人は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆ 神戸市は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負人と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆ 請負人は、神戸市からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、神戸市と協議を行う。
- ◆ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、神戸市・請負人で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

<記載内容>

- ◇ 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用*を記載
※作成時点で想定している概算金額を記載する。

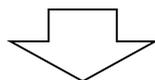
<工期の変更>

- ◇ 請負人は、神戸市からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、神戸市・請負人で協議した工程の遵守に努める
- ◇ 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

- ◆ 工事を中止した場合において、神戸市は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【神戸市工事請負契約約款第20条】



◇ 「必要があると認められるとき」か否かは、客観的状況によるものである。

※ 工期の変更

- 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復旧に要した期間を考慮して工期延期することが必要である。

9. 増加費用の考え方

- ◆ 増加費用等の適用は、神戸市が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負人から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用とは

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負人の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用とは

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開・準備に要する費用とは

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用とは

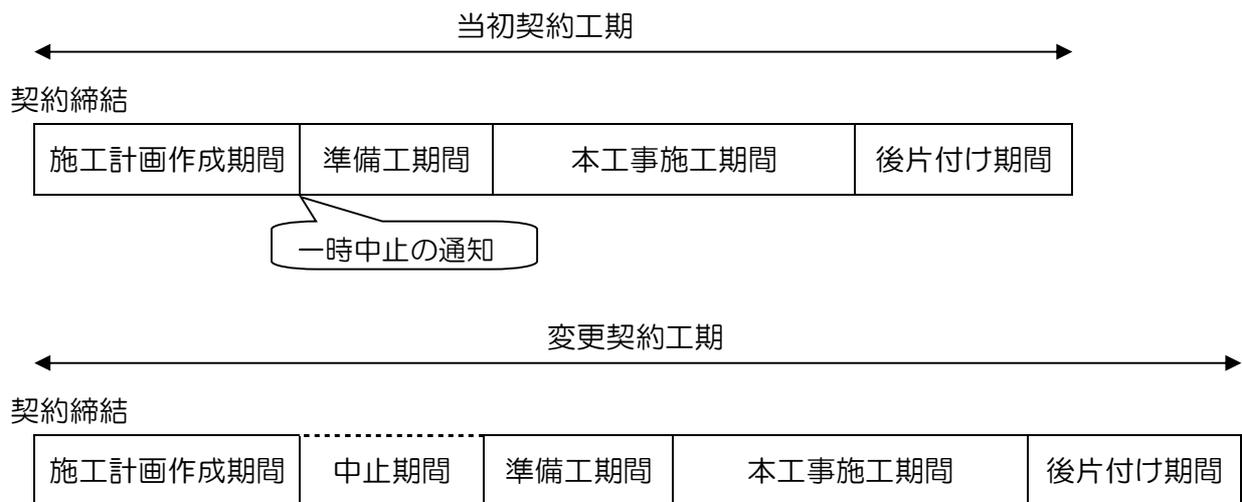
- ◇ 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用とは

- ◇ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇ 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

(1) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 神戸市は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負人に通知する。



◇ 基本計画書の作成

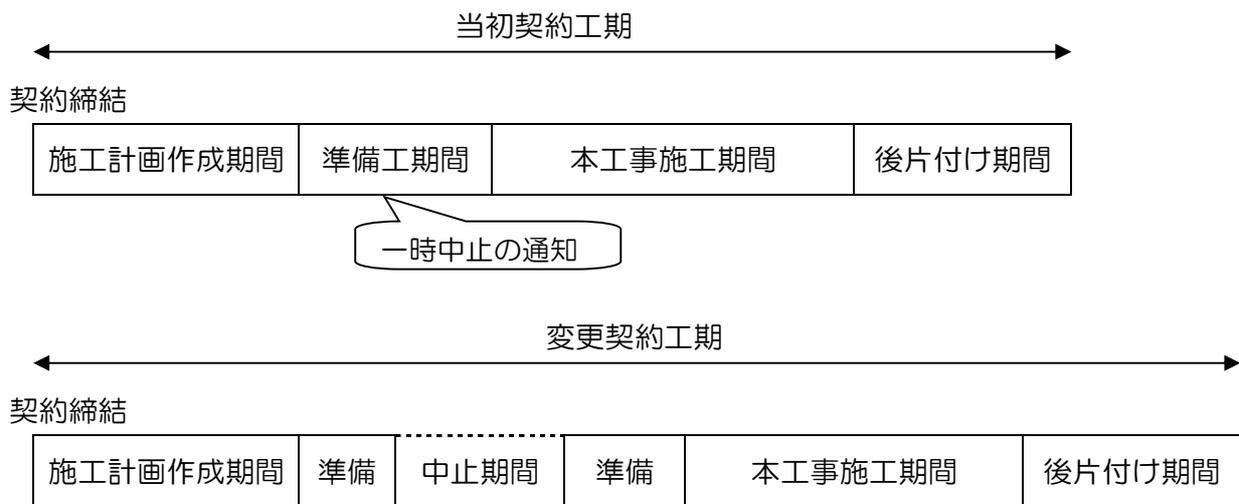
- 神戸市工事請負契約約款第16条2項に「乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない」と規定されている。
- このことから、請負人は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注に提出し、承諾を得る。

◇ 増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(2) 準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 神戸市は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負人に通知する。



- ◇ 基本計画書の作成
 - 請負人は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について神戸市と協議し同意を得る。
 - ※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
 - ※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。
- ◇ 増加費用
 - 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
 - 増加費用の算定は、請負人が「基本計画書」に基づき中止期間中の工事現場の維持・管理を実施した結果、必要とした費用の「見積書」に基づき、費用の必要性・数量など神戸市・請負人が協議して決定する。

(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■ 増加費用の考え方

- ① 工期短縮の要因が神戸市に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
ex) ・ 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が請負人に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】
ex) ・ 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
ex) ・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合
・ 自然災害で被災*を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、工事請負契約書第28条（不可抗力による損害）に基づき対応

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ◇ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
- ◇ その他、必要と思われる費用
※増加費用の内訳については、神戸市と請負人で協議を行うものとする。

10. 増加費用の算定

■ 増加費用の算出方法

	90日以内	90日を超える
契約後準備工着手前 [契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間]	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/3以上に達した場合は契約の解除権が発生	
準備工期間 [現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間]	積上げ積算 ※見積書に基づき甲乙協議	
本工事施工中	標準積算（率計算） + α	積上げ積算 ※見積書に基づき甲乙協議

※ α ：率計上に含まれない項目で必要に応じて積み上げ計上する

※標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする

■ 工事中止期間中の現場維持等に要する費用項目

	準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
◆運搬費 ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬			○
◆安全費 ○工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）		○	○
◆役務費 ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金			○
◆営繕費 ○現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用		○	○
◆現場管理費 ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用		○	○
◆直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用		△ 必要に応じ	△ 必要に応じ

… 本工事施工中で一時的中止期間が90日以内の場合の率計上項目

■ 標準積算（率計算）による算定

【工事一時中止に伴う積算方法】

◇ 中止期間中の現場維持等の費用（単位円1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg ：一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）

（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ dg ）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：工種毎に決まる係数（別表一1）

■ その他

前述によりがたい場合(率設定の無い工種の場合 など)の増加費用の算定については、以下のとおり取り扱うものとする。

① 土地改良工事

農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)に基づき、乙が「基本計画書」に基づき中止期間中の工事現場の維持・管理を実施した結果、必要とした費用の「見積書」に基づき、費用の必要性・数量など神戸市・請負人が協議して決定する。

② 水道工事

増加費用に係る規定がないことから、下水道工事(1)(2)(3)の係数を準用又は、乙が「基本計画書」に基づき中止期間中の工事現場の維持・管理を実施した結果、必要とした費用の「見積書」に基づき、費用の必要性・数量など神戸市・請負人が協議して決定する。

③ その他工事

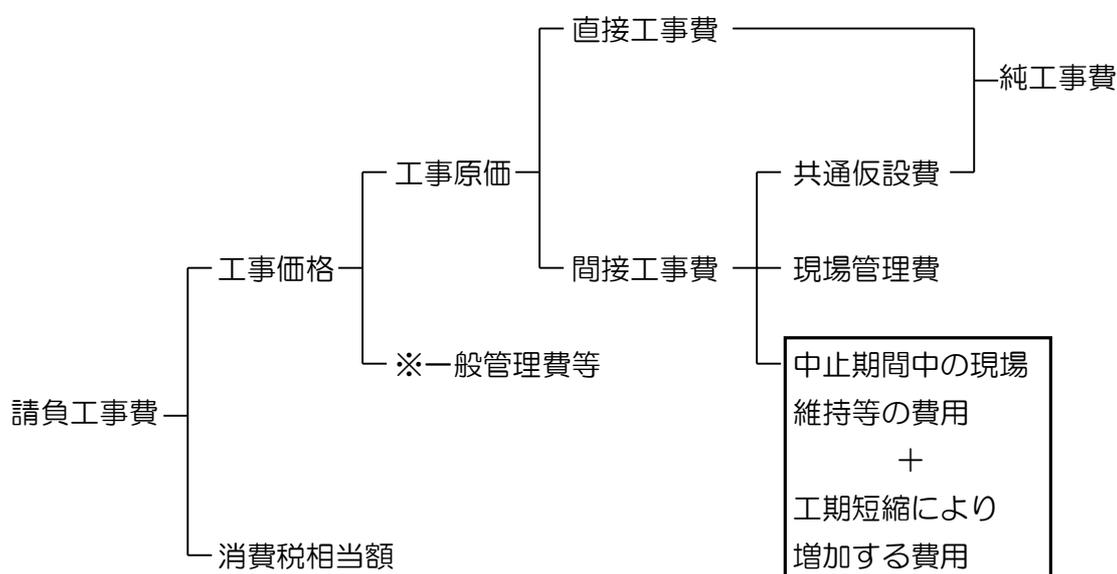
通常積算に用いている工種又は、乙が「基本計画書」に基づき中止期間中の工事現場の維持・管理を実施した結果、必要とした費用の「見積書」に基づき、費用の必要性・数量など神戸市・請負人が協議して決定する。

■ 増加費用の設計書における取扱い

- ◆ 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として（積算システムでは対応していないので）別途算出し、計上する。
- ◆ 設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

増加費用の構成

- ◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

■ 増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆ 増加費用は、請負人の請求があった場合に負担する。
- ◆ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに神戸市・請負人が協議して行う。

様式－1

令和 年 月 日

請負人

様

工事監督担当課
(所 属 長)

請負工事の一時中止について

神戸市工事請負契約約款第20条及び土木工事共通仕様書1-1-13の規定に基づき、下記のとおり工事を中止されるよう通知します。

記

1. 工事名
2. 一時中止とする理由
3. 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事範囲
 - (3) 一時中止期間
 - (4) 管理体制の基本的事項
 - (5) 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式－2により提出し承諾を得ること

以上

様式－2

令和 年 月 日

工事監督担当課

(所 属 長)

請負人

印

工事一時中止に伴う

工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

工事名 _____

基本計画書

1. 基本計画書作成の目的
2. 中止時点における内容
 - (1) 中止する工事の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
3. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事。
4. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事。
5. 工事再開に向けた方策
6. 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
 - ※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
 - 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。
7. 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

令和 年 月 日

行財政局契約監理課

(所 属 長) 様

工事監督担当課

(所 属 長)

請負工事の一時中止について

神戸市工事請負契約約款第20条及び土木工事共通仕様書1-1-13の規定に基づき、下記のとおり請負人に工事の一時中止を通知しましたので報告いたします。

記

1. 工事名
2. 請負人
3. 一時中止とする理由
4. 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事範囲
 - (3) 一時中止期間
 - (4) 管理体制の基本的事項

以上

令和 年 月 日

請負人

様

工事監督担当課
(所 属 長)

請負工事の一時中止期間の延期について（通知）

令和○年○月○日付けで一部一時中止した標記工事について、神戸市工事請負契約約款第20条及び土木工事共通仕様書1-1-13の規定に基づき、下記のとおり一時中止期間を延期するよう通知します。

記

1. 工事名
2. 一時中止予定期間
(自) 令和○年○月○日 (至) 令和○年○月○日
3. 延期一時中止期間
(自) 令和○年○月○日 (至) 令和○年○月○日
4. 延期する工事範囲
5. 工事再開等については、別途協議する。

以上

令和 年 月 日

行財政局契約監理課

(所 属 長) 様

工事監督担当課

(所 属 長)

請負工事の一時中止期間の延期について

神戸市工事請負契約約款第20条及び土木工事共通仕様書1-1-13の規定に基づき、下記のとおり請負人に請負工事の一時中止期間の延期を通知しましたので報告いたします。

記

1. 工事名
2. 一時中止予定期間
(自) 令和○年○月○日 (至) 令和○年○月○日
3. 延期一時中止期間
(自) 令和○年○月○日 (至) 令和○年○月○日
4. 延期する工事範囲
5. 工事再開等については、別途協議する。

以上

令和 年 月 日

請負人

様

工事監督担当課
(所 属 長)

一時中止中の請負工事の再開について

令和○年○月○日付けで一時中止を通知した標記工事について、契約書第22条の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 工事名
2. 請負人
3. 再開年月日 令和○年○月○日
4. 再開の範囲
5. 変更工期 別途協議

上記工事の再開等に同意し、一部返送する。

令和○年○月○日
請負者住所
氏名

様式－7

令和 年 月 日

行財政局契約監理課

(所 属 長) 様

工事監督担当課

(所 属 長)

一時中止中の請負工事の再開について

令和 年 月 日付け通知の下記工事につき、令和 年 月 日より再開します
ますので報告いたします。

工事名 _____